

G A P 認証農産物普及促進事業実施要綱

制定平成31年4月1日 30産労農安第1194号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都G A P 認証農産物の普及促進を図るため、農業者の東京都G A P 認証の取得や維持に必要な環境整備等の支援に関する基本的な事項を定める。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 東京都G A P の認証を取得した農業者
- (2) 東京都G A P の認証取得に向け、普及指導員やJ A 営農指導員から指導を受けている農業者
- (3) 上記第1号及び第2号に該当する者を補助する区市町村

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、事業実施主体に対して、東京都G A P に基づく生産管理を適切に行ううえで必要となる施設整備や備品の購入、成分分析の実施等に係る経費の一部を補助することにより支援する。

(事業実施地域)

第4条 この事業の実施地域は、原則として東京都全域とする。

(事業実施計画)

第5条 第3条の事業の実施にあたっては、事業実施主体は、「G A P 認証農産物普及促進事業実施計画書」(以下「事業実施計画」という。)を作成するものとする。

- 2 第2条第1号及び第2号の事業実施主体は、事業実施計画を都知事に提出し、その認定を受けるものとする。
- 3 第2条第3号の事業実施主体は、管内の農業者が作成した事業実施計画をとりまとめて知事に提出し、その認定を受けるものとする。
- 4 事業実施主体は、知事の認定を受けた事業実施計画の内容等について、変更がある場合には、速やかに知事に報告することとする。

(事業内容の審査)

第6条 知事は、本事業を円滑かつ適正に推進するため、別に定めるところにより、「G A P 認証農産物普及促進事業審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、事業実施計画の内容を審査する。

(助成措置)

第7条 知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。